

議案第 8 1 号

令和 5 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 8 2 号

令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 8 3 号

令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 8 4 号

令和 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 8 5 号

令和 5 年度矢巾町水道事業会計決算認定について

令和 5 年度矢巾町水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 8 6 号

令和 5 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

未処分利益剰余金を建設改良積立金への積立及び資本金への組入として処分する。

未処分利益剰余金の額	585, 651, 581 円
建設改良積立金への積立	222, 525, 709 円
資本金への組入	363, 125, 872 円

議案第 8 7 号

令和 5 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

令和 5 年度矢巾町下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 8 8 号

令和 5 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

未処分利益剰余金を減債積立金への積立及び資本金への組入として処分する。

未処分利益剰余金の額	260, 828, 062 円
減債積立金への積立	73, 063, 535 円
資本金への組入	187, 764, 527 円